

(別紙)

新規配布用

## 毒物劇物を多量に取扱う施設の方へ

日頃から本県の毒物劇物行政にご協力いただきまして、深く感謝申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方の自治体で確認ができただけでも48カ所の事業所で毒物又は劇物の漏洩事故が発生しました。

毒物又は劇物の漏洩・流出は甚大な被害を生じさせる恐れもあり、災害発生時等における迅速・適切な対応が大変重要であります。

そこで、県では、種別ごとに毒物又は劇物を概ね5t以上タンク等に貯蔵している施設の状況を把握するとともに、関係機関の連絡体制を整備しております。

つきましては、貴所の状況につきまして「毒物劇物取扱量調査票（様式1）」に記入のうえ、貴所が所在する市町村を管轄する保健所あて、メール（FAXも可）でご報告くださいますようお願いいたします。

なお、今後、報告内容（従業員数、毒物又は劇物の貯蔵量の軽微な変更を除く）に変更があった場合は、毎年4月30日までに、変更届（様式3）により、変更内容を管轄保健所へ提出してください。

また、施設を廃止したときは、速やかに廃止届（様式4）を管轄保健所へ提出してください。

※調査票様式は薬務課ホームページからもダウンロードできます。

検索エンジン→「茨城県 薬務課」→毒物劇物関係

漏洩・流出等の事故が生じ、不特定多数の者に危害が生じるおそれがある場合は、すみやかに保健所へ報告をお願いいたします。（毒物及び劇物取締法第17条）